

学術成果リポジトリと著作権の 関連について

著作物利用時の原則

- 著作物を利用しようとする者(利用者)は、その著作物の著作権者から利用許諾を得ねばならない。
 - ただし、個々の著作物について見ると
 - 無許諾利用が可能な場合もある
 - 許諾不要である旨あらかじめ宣言されている場合もある => Green Journal (90%越の欧文誌)
 - 許諾を得るべき著作権者が複数存在する場合もある

リポジトリにおける著作権者と利用者

- 著作権者

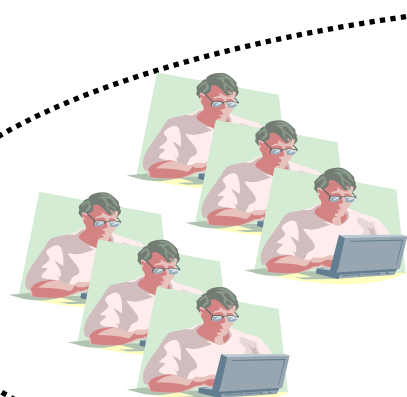
- 登録者本人、共著者、出版社/学会等..

- 複製・公衆送信権を含め出版社/学会が著作権を握っているケースが多い。

- 利用者

- 図書館、インターネット経由で利用する不特定多数の者(エンドユーザ)

「許諾」に登場する当事者



共著者



登録者本人



学会・出版社

著作権者

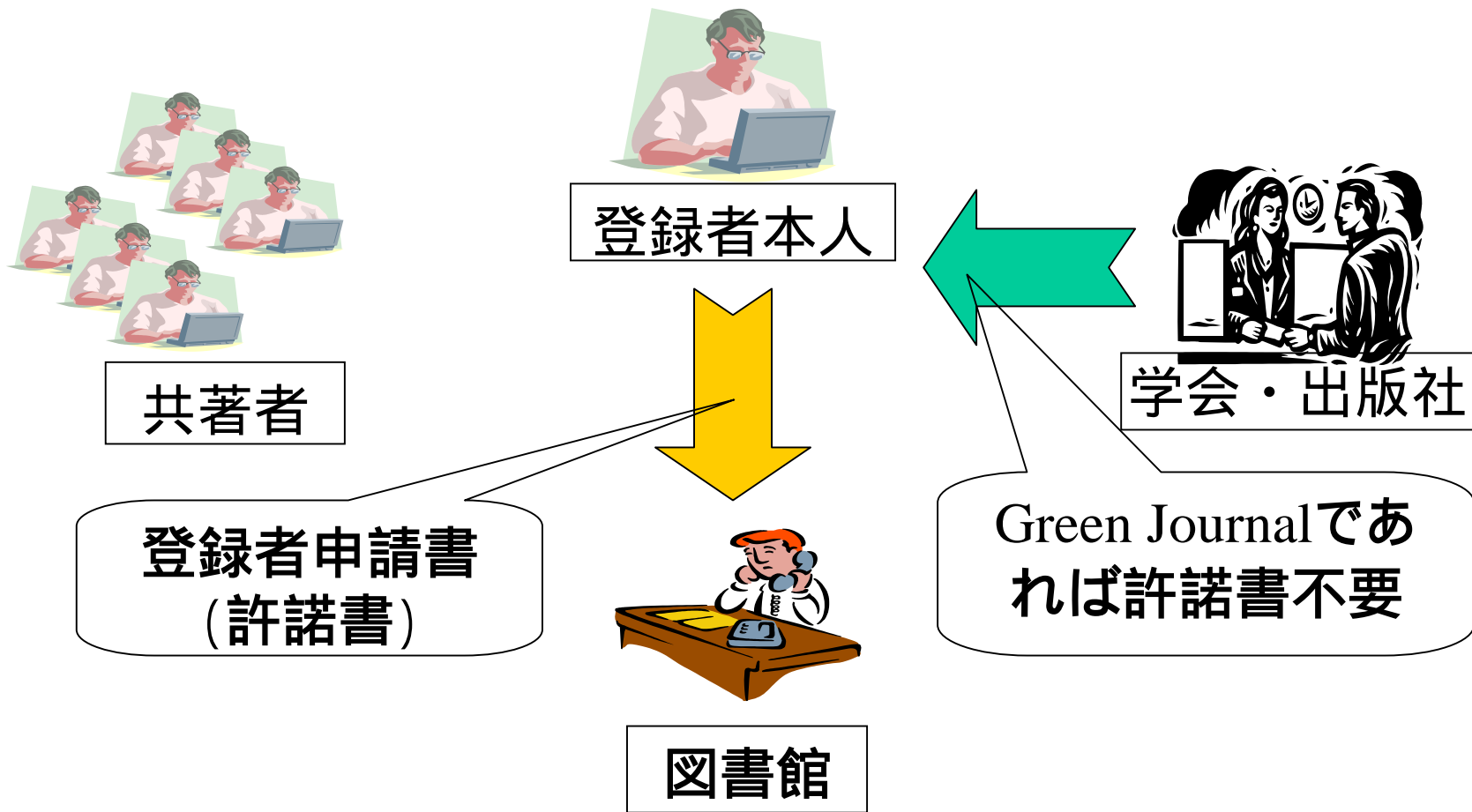


図書館

利用者

「許諾」の流れ

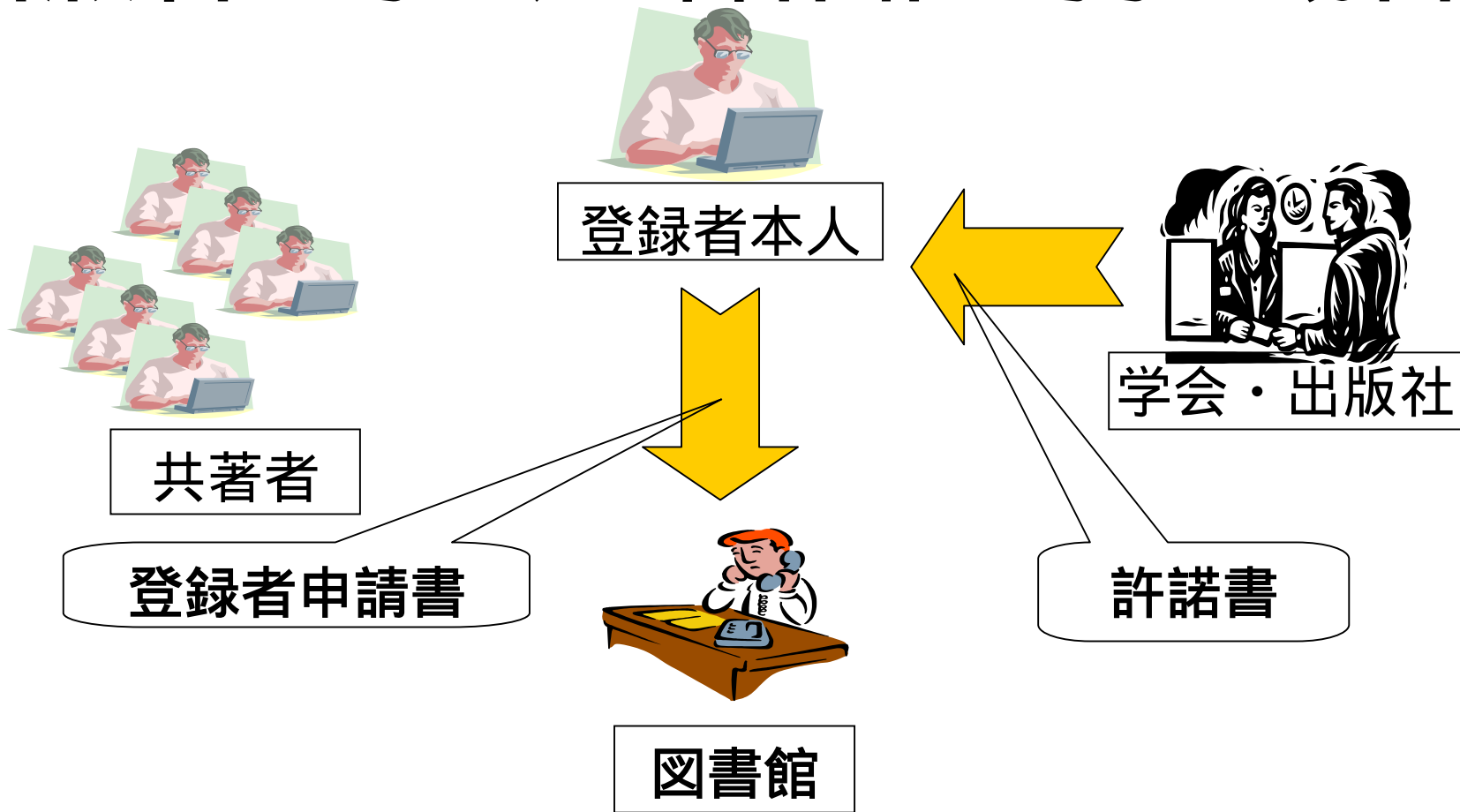
Green Journal 掲載誌の場合



自分以外の著作権者に対して個別に許諾を得る必要が無い。

「許諾」の流れ

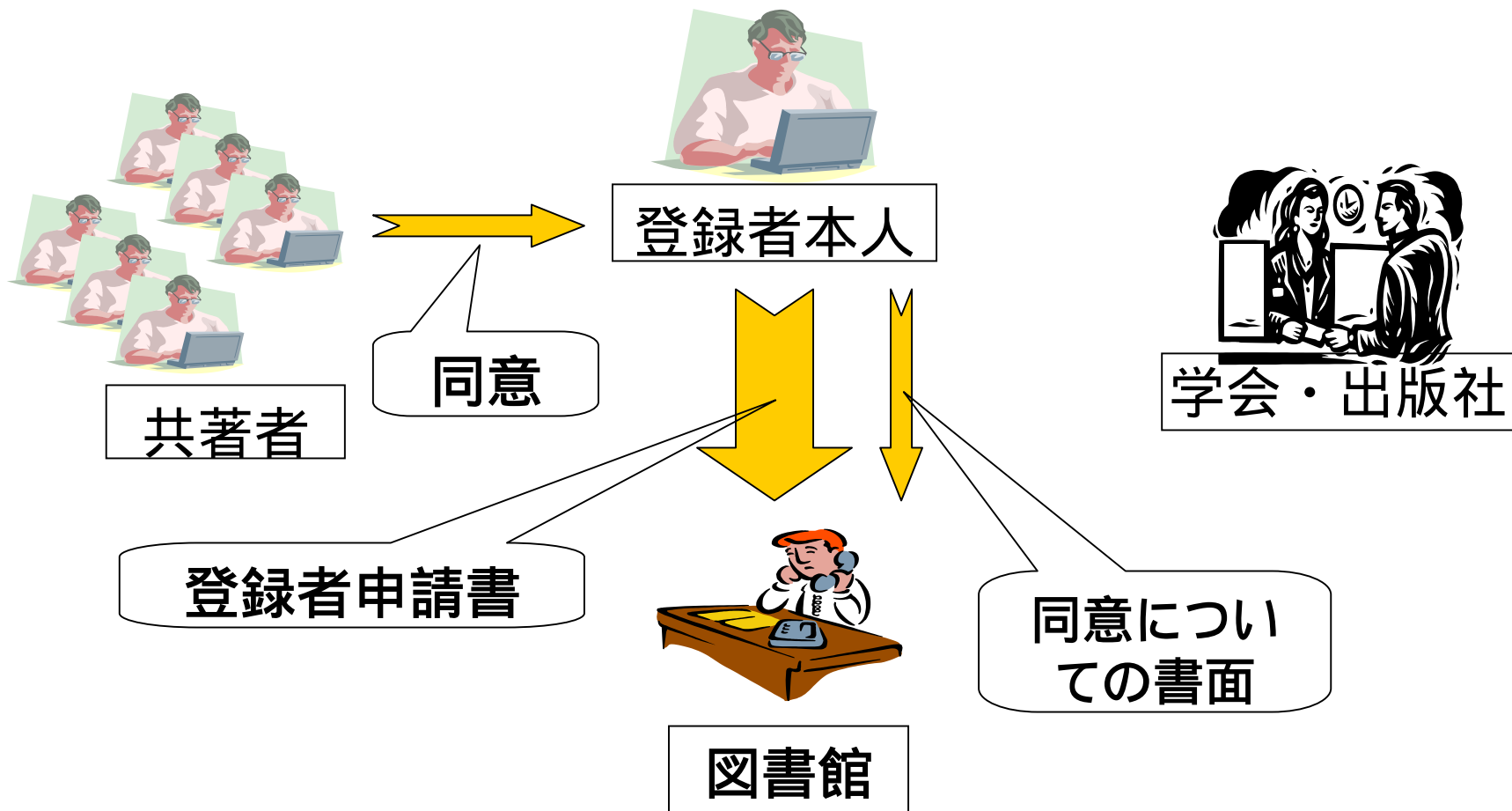
出版者 / 学会が著作権を持つ場合



個別に許諾を求めれば、OKを出す出版社 / 学会も多い。

「許諾」の流れ

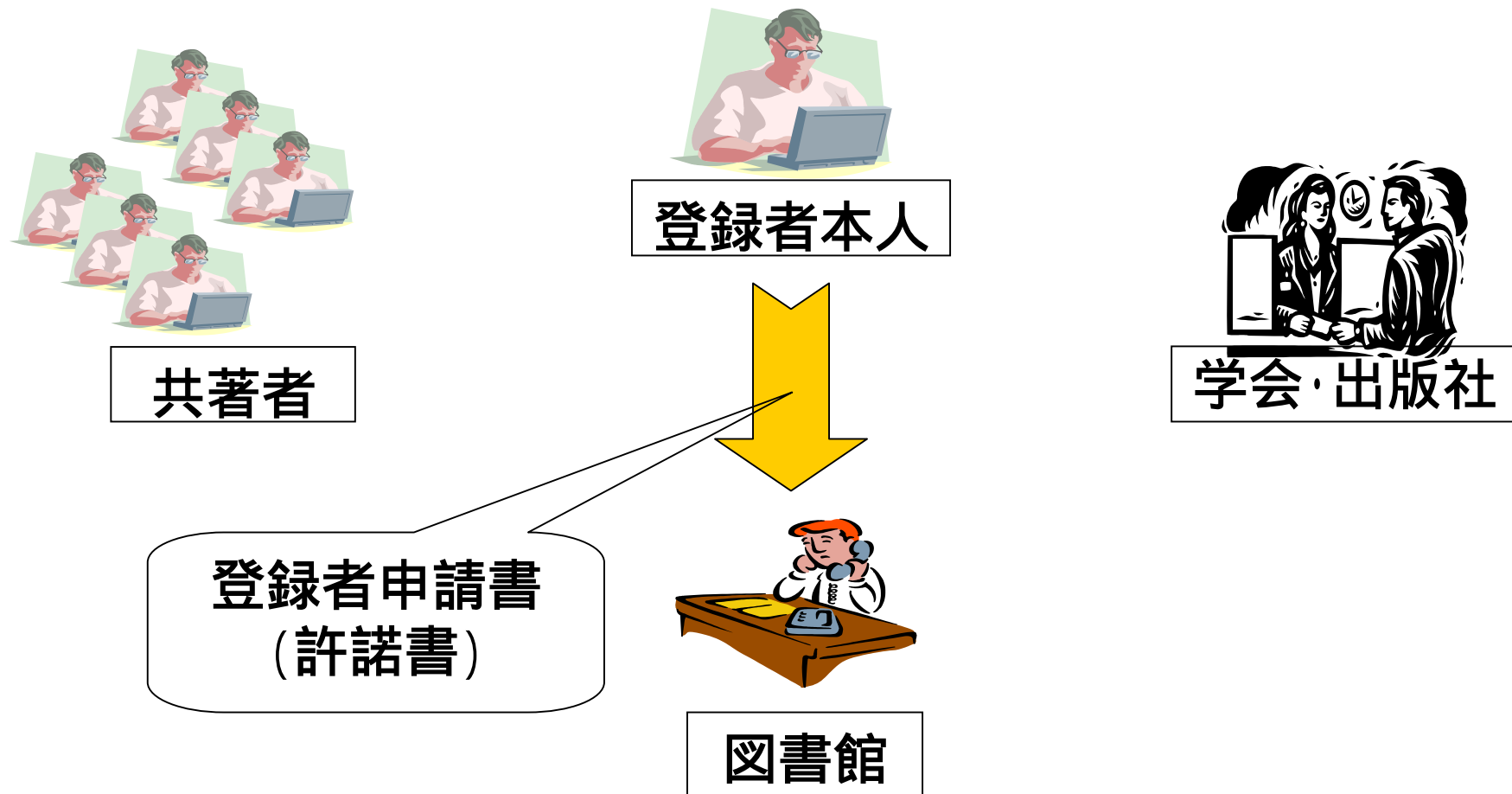
本人及び共著者が著作権を持つ場合



共著者全員からリポジトリ登録について同意を得る。

「許諾」の流れ

本人だけが著作権を持つ場合



リポジトリへの登録可否は本人の一存。

Green Journalについて

- 自社刊行誌掲載論文のリポジトリへの登録を認める出版社 / 学会が欧米には多数存在。
- 英国の調査結果 (ProjectROMEO)
 - 90%超の雑誌がリポジトリ登録OK
 - = > Green Journal と称する

出版社検索 <http://www.sherpa.ac.uk/romeo.php>

雑誌名検索 <http://romeo.eprints.org/>

RoMEO Directory of Publishers who have given their Green Light to Self-Archiving

<http://www.sherpa.ac.uk/romeo.php>

<http://romeo.eprints.org>

Proportion of journals already formally giving their **green light** to author/institution self-archiving (**already 92%**) continues to grow:

Green light to self-archive:	Journals	%	Publishers	%
	8919	(100%)	107	(100%)
Neither yet	678	8%	32	29%
Preprint	1185	<u>+13% (= 92%)</u>	7	<u>+6% (= 71%)</u>
Postprint	7087	79%	71	65%

エンドユーザーによる利用

1. 個人的利用目的に限定してWebサイトからダウンロード利用が無許諾で可能
 - 権利制限規定(法30条ほか)
2. 個人的利用以外の目的・方法で利用する場合は、著作権者の許諾が必要

許諾を得ずに2の利用を行うことは法律違反

まとめ

- 本人が著作権(複製・公衆送信権)を持つ論文は、他者の著作権に配慮なく登録可
- Green Journal 掲載論文も個別の許諾が必要ない。
 - 電子ジャーナルとして公開している出版社版(Publisher version)は登録不可であるケースが大半。登録可能なファイルは、著者最終版(Author final version)である。

(参考)リポジトリ登録時に著作権的には何が起こるのか

- リポジトリ登録時には、サーバ上に電子ファイルが複製される(複製権に抵触)。
 - 利用者は著作権者にあらかじめ利用許諾を得る必要がある。
- リポジトリに登録された電子ファイルは、ネットワークを通じて不特定多数に送信可能な状態となる(公衆送信権に抵触)
 - 利用者は著作権者にあらかじめ利用許諾を得る必要がある。